

入院される患者さんへ大切なお知らせ



入院時の食費・光熱水費の自己負担額が
令和8年6月1日から変わります



入院時の食費

すべての患者さんが対象です



近年の食材料費の高騰を踏まえ、
1食あたりの入院時の食費は下記の通り変更となります。

	現行 (令和8年5月31日まで)	改定後 (令和8年6月1日～)	増額 (1食あたり)
一般所得者の場合	510円	550円	+40円
住民税非課税世帯の場合	240円	270円	+30円
住民税非課税かつ所得が 一定基準に満たない 70歳以上の場合	110円	130円	+20円

※食費の改定は、入院されるすべての患者さんが対象です。



入院時の光熱水費

対象となる方が限定されます

近年の光熱水費の高騰を踏まえ、
入院時の光熱水費（入院時生活療養）は下記のとおり変更となります。

対象となる方

療養病床に入院する **65歳以上の方のみ** が対象です。

	現行 (令和8年5月31日まで)	改定後 (令和8年6月1日～)	増額 (1日あたり)
自己負担 (1日あたり)	370円	430円	+60円

※光熱水費の改定は、療養病床に入院する65歳以上の方のみが対象です。



食費・光熱水費のご負担額は、所得区分や入院される病床の種類によって異なります。ご不明な点がございましたら、総合受付へお尋ねください。



ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。